

新型コロナウイルス感染症による出席停止について

学校保健安全法により、新型コロナウイルスにかかった場合は出席停止の措置がとられます。この措置はお子さまが十分休養して早く病気を治すためと、他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。

出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

登校する際は、ご家庭で下記に必要事項を記入していただき、担任に必ず提出していただきますようお願いいたします。再度医療機関を受診し、証明をいただく必要はありません。

新型コロナウイルス感染症 報告書

1. 下の表に、日付を記入してください。
2. 毎日体温を記入し、解熱した日に○をつけてください。
3. 解熱した日と表の①～⑤を照らし合わせて、登校可能日を確認してください。
4. 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨しております。

	発症日		発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
解熱(症状軽快)した日に○									
①発症後1日目に解熱等した場合(最低基準)	発熱	解熱 症状軽快	解熱・軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能○		
②発症後2日目に解熱等した場合	発熱	発熱	解熱 症状軽快	解熱・軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能○		
③発症後3日目に解熱等した場合	発熱	発熱	発熱	解熱 症状軽快	解熱・軽快後 1日目	発症後 5日目	登校可能○		
④発症後4日目に解熱等した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 症状軽快	解熱・軽快後 1日目	登校可能○		
⑤発症後5日目に解熱等した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 症状軽快	解熱・軽快後 1日目	登校可能○	

新型コロナウイルス感染症	診断を受けた医療機関名
--------------	-------------

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過し、

体調も良好のため、令和 年 月 日より登校します。

年 組 氏名

保護者氏名

印